

※個人保証人を付帯する契約で、賃借人様が法人の場合、または事業用物件を契約する個人の場合は本書を提出してください。

改正民法（第465条10項）により賃借人は事業のために負担する債務の保証を委託をするときは、委託を受ける者（個人連帯保証人）に対し、自身の財務状況等に関する情報提供義務が課されることになりました。

<別紙>

アーク株式会社 御中

差 入 書

別紙保証委託契約兼保証契約（以下「本契約」という）締結に際し、賃借人（以下「甲」という）と連帯保証人（以下「乙」という）は、下記事項について甲は正しい情報を乙に説明し、乙はその説明を受けましたので、甲乙署名捺印の上、本書を差し入れます。

記

- (1) 甲の財産及び収支の状況
- (2) 原契約及び本契約から生じる債務以外に甲が負担している債務の有無、並びにその額及び履行状況
- (3) 原契約及び本契約から生じる債務の担保として他にも提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

年 月 日

賃借人（甲）_____ 印

連帯保証人（乙）_____ 印

連帯保証人（乙）_____ 印